

職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第18号

職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給等に関する規則（昭和50年岩手県規則第70号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(基礎在職期間)</p> <p>第3条の2の2 条例第5条の2第2項第19号に規定する規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 条例附則第23項に規定する場合における独立行政法人国立青年の家の職員としての引き続いた在職期間</p> <p>(3) 条例附則第24項に規定する場合における同項に規定する国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(職員の区分)</p> <p>第3条の5 [略]</p> <p>(調整月額に順位を付す方法)</p> <p>第3条の6 前条(第3条の4の規定によりみなして適用する場合を含む。)後段の規定により退職した者が同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～5 [略]</p> <p>(条例附則第26項ただし書の規則で定める額)</p>	<p>(基礎在職期間)</p> <p>第3条の2の2 条例第5条の2第2項第19号に規定する規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 条例附則第6項に規定する場合における独立行政法人国立青年の家の職員としての引き続いた在職期間</p> <p>(3) 条例附則第7項に規定する場合における同項に規定する国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(職員の区分)</p> <p>第3条の5 [略]</p> <p><u>2 警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命により職員となった後退職した者の特定地方警務官(同法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官をいう。以下同じ。)としての基礎在職期間については、前項の規定にかかわらず、当該基礎在職期間の初日の属する月から末日の属する月までの各月ごとに別表ウの表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応する同表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月において別表イ及びウの右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。</u></p> <p>(調整月額に順位を付す方法)</p> <p>第3条の6 前条第1項後段及び第2項後段(第3条の4の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定により退職した者が同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～5 [略]</p> <p>(条例附則第9項ただし書の規則で定める額)</p>

6 条例附則第26項ただし書に規定する規則で定める額は、第3条の7に規定する給料の月額とする。

7 [略]

別表（第3条の5関係）

ア [略]

イ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	(1) [略] (2) 平成18年4月1日以後に適用されている市町村立学校職員の給与等に関する条例（以下「平成18年4月以後の給与等条例」という。）行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの
第2号区分	(1) [略] (2) 平成18年4月以後の給与等条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの (3)～(5) [略]
第3号区分	(1) [略] (2) 平成18年4月以後の給与等条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (3)～(8) [略]
第4号区分	(1) [略] (2) 平成18年4月以後の給与等条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (3)～(9) [略]
第5号区分	(1) [略] (2) 平成18年4月以後の給与等条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの

6 条例附則第9項ただし書に規定する規則で定める額は、第3条の7に規定する給料の月額とする。

7 [略]

別表（第3条の5関係）

ア [略]

イ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	(1) [略] (2) 平成18年4月1日から平成28年3月31日までの間において適用されていた市町村立学校職員の給与等に関する条例（以下「平成18年4月以後平成28年3月以前の給与等条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの
第2号区分	(1) [略] (2) 平成18年4月以後平成28年3月以前の給与等条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの (3)～(5) [略]
第3号区分	(1) [略] (2) 平成18年4月以後平成28年3月以前の給与等条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (3)～(8) [略]
第4号区分	(1) [略] (2) 平成18年4月以後平成28年3月以前の給与等条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (3)～(9) [略]
第5号区分	(1) [略] (2) 平成18年4月以後平成28年3月以前の給与等条例の行政職給料表又は平成28年4月1日以後に適用されている市町村立学校職員の給与等に関する条例（以下「平成28年4月以後の給与等

	<p>(3)～(9) [略]</p> <p>(10) <u>平成18年4月以後の給与等条例</u>の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級又は7級であったもの</p> <p>(11)・(12) [略]</p>	<p>条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(3)～(9) [略]</p> <p>(10) <u>平成18年4月以後平成28年3月以前の給与等条例</u>の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級又は7級であったもの</p> <p>(11)・(12) [略]</p>	
第6号区分	<p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>平成18年4月以後の給与等条例</u>の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(3)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>平成18年4月以後の給与等条例</u>の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったものうち知事の定めるもの</p> <p>(10)・(11) [略]</p>	第6号区分	<p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>平成18年4月以後平成28年3月以前の給与等条例</u>の行政職給料表又は<u>平成28年4月以後の給与等条例</u>の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(3)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>平成18年4月以後平成28年3月以前の給与等条例</u>の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったものうち知事の定めるもの</p> <p>(10)・(11) [略]</p>
第7号区分	<p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>平成18年4月以後の給与等条例</u>の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(3)～(13) [略]</p> <p>(14) <u>平成18年4月以後の給与等条例</u>の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第6号区分の項第9号に掲げる者を除く。)</p> <p>(15)～(17) [略]</p>	第7号区分	<p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>平成18年4月以後平成28年3月以前の給与等条例</u>の行政職給料表又は<u>平成28年4月以後の給与等条例</u>の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(3)～(13) [略]</p> <p>(14) <u>平成18年4月以後平成28年3月以前の給与等条例</u>の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第6号区分の項第9号に掲げる者を除く。)</p> <p>(15)～(17) [略]</p>
第8号区分	<p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>平成18年4月以後の給与等条例</u>の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p>	第8号区分	<p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>平成18年4月以後平成28年3月以前の給与等条例</u>の行政職給料表又は<u>平成28年4月以後の給与等条例</u>の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p>

(3)～(9) [略]

(10) 平成18年4月以後の給与等条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級、3級又は4級であったもののうち知事の定めるもの

(11)～(13) [略]

[略]

(3)～(9) [略]

(10) 平成18年4月以後平成28年3月以前の給与等条例の医療職給料表又は平成28年4月以後の給与等条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級、3級又は4級であったもののうち知事の定めるもの

(11)～(13) [略]

[略]

ウ 特定地方警務官としての基礎在職期間における職員の区分についての表

第2号区分	<u>平成18年4月以後の一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「平成18年4月以後の給与法」という。）の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者</u> でその属する職務の級が10級であったもの
第3号区分	平成18年4月以後の給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの
第4号区分	平成18年4月以後の給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。